

議案第76号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例中一部改正の件

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成23年11月28日提出

芽室町長 宮西 義憲

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年芽室町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「597,000円」を「594,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成23年12月1日から施行する。

説 明

平成23年人事院勧告における指定職給料表の改定に準拠し、特別職の給料を改正しようとするものであります。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(給与)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 教育長の給与は月額 <u>594,000 円</u>とし、給料以外の給与は町の一般職員の例による。</p> <p>3と4 一略一</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成23年12月1日から施行する。</u></p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 教育長の給与は月額 <u>597,000 円</u>とし、給料以外の給与は町の一般職員の例による。</p> <p>3と4 一略一</p>